国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメントガイドライン

平成30年3月30日 埼玉大学利益相反マネジメント委員会決定

このガイドラインは、国立大学法人埼玉大学利益相反マネジメント規則第9条第1項第1号に基づき、同規則第2条第2号に定める役職員等が、産学官連携活動を含む社会貢献活動(以下「産学官連携活動等」という。)を行う上で、適切に利益相反マネジメントを実施するための具体的な運用指針を定める。

I. 実地体制

利益相反マネジメントは、利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)が行う。

Ⅱ. 利益相反マネジメントの対象

- 1 利益相反マネジメントの対象となる産学官連携活動等は、役職員等が企業、 国若しくは地方公共団体の行政機関又はその他の団体(以下「企業等」という。) との間で行う次に掲げる活動とし、委員会は、産学官連携活動等を行う役職員 等に、同活動等に係る利益相反自己申告書(以下「自己申告書」という。)の 提出を求めるものとする。
 - ①共同研究
 - ②受託研究
 - ③ 寄附金 (研究助成金含む) の受入
 - ④自らが関わる特許権及び成果有体物等の譲渡や実施許諾等
 - ⑤研究員等の受入
 - ⑥企業等の役員等(顧問、相談役等含む)への従事
 - ⑦その他、上記①から⑥に類似した活動
- 2 自己申告書の様式は、別紙のとおりとする。
- 3 自己申告書は、年1回提出を求めるものとする。

Ⅲ. 審議対象

委員会は、自己申告書の提出があったもののうち、次に掲げる場合に該当する案件を審議することとする。

(1) 相手先企業等からの個人収入・資産

- ①同一の企業等から年間の合計で100万円以上の兼業収入がある。
- ②個人保有の特許権及び成果有体物等について、同一の企業等から年間の合計で100万円以上のロイヤリティ収入がある。
- ③公開株式(新株予約権を含む)を5%以上保有している。
- ④未公開株式 (新株予約権を含む)を保有している。
- ⑤株式 (新株予約権を含む)を売却した。
- ⑥その他、上記①から⑤以外で申告が必要な個人収入(資産)等がある。

(2) 相手先企業等の関係

- ①無償で物品や役務の提供を受ける。
- ②物品購入や業務委託の発注(仕様策定含む)に関与した。
- ③その他、上記①及び②以外の便益を受けた。

Ⅳ. 利益相反回避の必要性に関する判断基準

産学連携活動等を行う役職員等が、本学における本来の責務や産学官連携活動等の公益性等に対して、産学官連携活動等から得られる個人的な利益を優先していると客観的に見られる可能性があるか否かを判断基準とする。

V. 審査関係者の制限

委員会の委員は、申告案件に関係する企業・団体等と利害関係がある場合は、 当該案件の審査に加わらない。

VI. 実施時期

このガイドラインは、平成30年3月30日から実施する。

利益相反自己申告書(産学官連携活動等) (対象期間: ~)

	産生	学官連携活動 の内容			
		企業等の名称 (3)該当			
区分の有無			有・無	有・無	有・無
(2) 相手先企業等 からの個人収入・資 産	①兼業に係る報酬・ 給与 (対象期間合計100万 円以上)	内容			
		対象期間中の 収入額			
		兼業許可手続 きの有無			
	②ロイヤリティ収入	内容			
	(対象期間合計100万 円以上)	対象期間中の 収入額			
	③公開株の保有 (発行済株式数の5% 以上保有) ※新株予約権含む	対象期間末日 の株数			
		対象期間末日 の保有率			
	④未公開株の保有 (発行済株式数の5% 以上保有) ※新株予約権含む	対象期間末日 の株数			
		対象期間末日 の保有率			
	⑤株式の売却	売却数			
	※新株予約権含む	売却額			
	⑥上記以外の活動	内容			
	◎工品 が1○1日期	対象期間中の 収入額			
(3)相手先企業等 の関係	①物品の無償提供	内容			
	②物品購入や業務委 託の発注				
	③上記以外の便益 内容				

埼玉大学利益相反マネジメント委員会委員長 殿

産学官連携活動等に係る相手先企業等との関係について、上記のとおり相違で無いことを申告いたします。

甲告日	半月	₹ :	年	月	H	
	所』	禹 部	局	• 職	名	
	申	告	者	氏	名	

^{※・}記入欄が不足する場合は、様式を適宜変更して差し支えありません。

[・]利益相反マネジメント委員会が必要と認めた場合は、別途ヒアリング等を実施いたします。 (特に問題が無い場合は通知いたしません)